

神明下土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、神明下土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、福井土改第〇〇号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 九頭竜川から引水するかんがい施設の維持管理
- 二 地区全域にわたる農用地、又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧又は突発事故復旧

2 この土地改良区は、前項第一号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、福井県吉田郡永平寺町理事長宅に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する永平寺町の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は福井新聞に掲載するものとする。

第2章 准組合員

(准組合員たる資格)

第7条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

- 一 この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの
- 二 この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの

(准組合員の加入)

第8条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入

申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- 一 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類
- 三 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 四 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第二号から第六号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

2 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第30条の書面を添付しなければならない。

3 この土地改良区は、第1項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

（資格変動の申出）

第9条 准組合員は、前条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は准組合員たる資格を失い、若しくはその資格に変動があつたときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員の脱退）

第10条 准組合員は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第31条の書面を提出しなければならない。

2 准組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 准組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

3 この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

（准組合員の除名）

第11条 准組合員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までに当該准組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。
- 二 この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）
- 三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行

為をしたとき。

四 暴力的な要求行為をしたとき。

五 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

六 前各号に準ずる行為をしたとき。

2 この土地改良区は、准組合員の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員に通知しなければならない。

第3章 会 議

(通常総会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない組合員は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名のうえ、総会の会日の前日(通知で別に定めるときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総会を招集して、組合員の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、出席した組合員のうちから当該総会で選任する。

(准組合員の意見の陳述)

第18条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2 前項の規定により、総会において意見を述べようとする准組合員は、総会の会日の10日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

3 この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員の一部を総会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員に対して、書面により意見の提出

を求めることができる。

第4章 役員

(役員の数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事6人及び監事2人とする。

2 前項の理事定数のうち4人は、組合員であつて耕作または養蚕の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

3 第1項の監事定数のうち、1人は土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、組合員が総会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第21条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従つて業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第5章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第一号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品

は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 第4条第1項第二号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地籍割に賦課する。

3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地籍割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総会で定める。

(夫役の実行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第30条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第31条 准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員による賦課金等の分担)

第32条 准組合員が、第30条の申出をしている場合には、第28条及び第29条の規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第33条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第30条から前条までの規定を準用する。

(特別徴収金)

第34条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

(督促)

第35条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第36条 第27条、第32条又は第34条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて年14.6%の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第37条 この土地改良区は、第4条第1項第1号の事業に関し、准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

2 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総会で定める。

第6章 雑 則

(加入金)

第38条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10aにつき金12万円の範囲内において総会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第39条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第36条の規定を準用する。

(基本財産)

第40条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第41条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(電磁的方法)

第42条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(事業年度)

第43条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第44条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第3条関係)

町村名	大字名	字 名	地 域
永平寺町	下浄法寺	1 字	一円の田
永平寺町	下浄法寺	2 字	一円の田
永平寺町	下浄法寺	7 字	一円の田
永平寺町	下浄法寺	1 0 字	一円の田
永平寺町	下浄法寺	1 4 字	一円の田
永平寺町	下浄法寺	1 8 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	3 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	4 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	1 1 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	1 5 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	1 8 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 0 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 1 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 5 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 6 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 8 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	2 9 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	3 0 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	3 1 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	3 4 字	一円の田
永平寺町	鳴鹿山鹿	3 5 字	一円の田